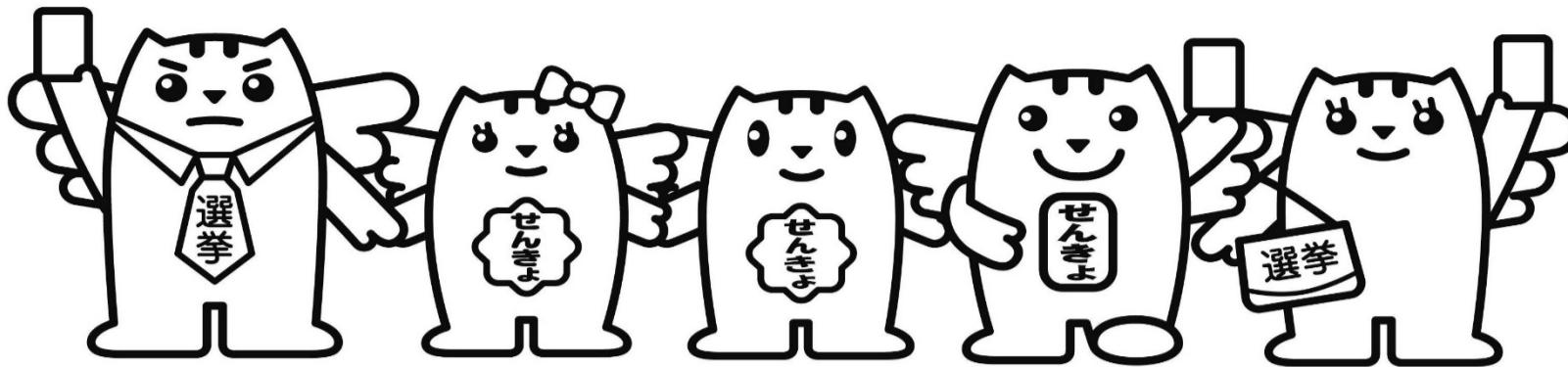


宮津市選挙管理委員会から有権者のみなさんへ 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査



投票日は **2月8日(日)** です。

宮津市で投票できる方

・平成20年2月9日以前に生まれた方で、令和7年10月26日以前から宮津市の住民基本台帳に記載されている日本国民の方
※令和8年1月20日以後に宮津市内の別の住所に転居された方は、転居前の住所地の投票所で投票していただくことになります。

▼最近転入された方の投票（右の表を参照ください。）

令和7年10月27日以後に転入し転入届を出された方は、前住所地の市町村で投票（当日投票又は期日前投票）をしてください。
また、前住所地の市町村の選挙管理委員会に不在者投票の請求手続をすれば、宮津市又は最寄りの市町村で不在者投票することができます。

▼転出された方の投票（右の表を参照ください。）

宮津市の選挙人名簿に登録されていた方で他の市町村へ転出された方は、新住所地への転入届を出された日によって、投票できる市町村が異なります。

- 令和7年10月26日までに転出先の市町村に転入の届出をされた方は、新住所地の選挙人名簿に登録され、新住所地で投票することとなります。新住所地の選挙管理委員会に確認してください。
- 転出届提出後4か月未経過の方で、新住所地での転入手続が令和7年10月27日以後であった方は、宮津市で投票していただきます。宮津市の投票所で投票いただくか、転出先での投票をご希望の場合は、宮津市選挙管理委員会に不在者投票の請求手続をしてください。

届出の別	届出の日	転出先で投票	宮津市で投票	前住所地で投票
宮津市に転入届を出された方	R 7.10.26以前		◎	
	R 7.10.27以後			◎
宮津市で転出届を出された方	R 7.10.26以前に新住所地へ転入届を出された方	◎		
	R 7.10.27以後に新住所地へ転入届を出された方 (※転出届提出後4か月未経過の方に限ります。)		◎	

投票所入場券ー1枚の封書に最大で4人分ありますー

世帯主あてに、圧着式で閉じられた封書を**1月28日(水)**から順次配達予定です。この封書を開いていただくと、ご家族の有権者の入場券が印刷されています。お間違いないよう、一人ずつ切り離して投票所へお持ちください。(投票所は、各入場券に記載してあります。)

万一届かない場合がありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。また、投票所入場券を紛失された場合や届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所でその旨お申し出ください。

投票所ー選挙当日は入場券に記載のある投票所へお越しくださいー

投票区名	建物の名称	投票時間	投票区名	建物の名称	投票時間
第1投票区	宮津市役所	午前7時～午後8時	第13投票区	江尻公会堂	午前7時～午後8時
第2投票区	松ヶ岡会館		第14投票区	溝尻公民館	
第3投票区	漁師町会館		第15投票区	浜公民館	
第4投票区	城南公民館		第16投票区	上公民館	
第5投票区	城東会館		第17投票区	下世屋公民館	午前7時～午後6時
第6投票区	たんぽぽ保育園		第18投票区	世屋高原休憩所	午前7時～午後7時
第7投票区	上宮津地区公民館		第19投票区	養老地区公民館	午前7時～午後8時
第8投票区	栗田地区公民館		第20投票区	田原公民館	午前7時～午後7時
第9投票区	小田宿野公民館		第21投票区	里波見公民館	午前7時～午後8時
第10投票区	矢原公民館		第22投票区	日ヶ谷地区公民館	午前7時～午後7時
第11投票区	吉津地区公民館		第23投票区	由良地区公民館(由良の里センター)	午前7時～午後8時
第12投票区	文珠公会堂				

※今回の衆議院議員総選挙等から、次のとおり、投票所を変更しております。

- ・これまで『旧 第2投票所「桜山会館」』で投票していた方は、今回から『第1投票所「宮津市役所」』で投票してください。
- ・これまで『旧 第9投票所「中村公民館」』で投票していた方は、今回から『第8投票所「栗田地区公民館」』で投票してください。

裏面もご覧ください

期日前投票

選挙当日（**2月8日**）に投票所へ行って投票することができない方は、期日前投票をすることができます。

期日前投票所では、**選挙当日に用事で投票に行けない事由に該当する場合に**、住所・氏名・生年月日等を「期日前投票宣誓書」にご記入いただいた後、選挙当日と同じ方法で直接投票箱に投票することができます。

※「期日前投票宣誓書」は、お届けする投票所入場券の裏面に印刷されていますので、事前に記入しご持参いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズにしていただけます。

期日前投票期間

1月28日(水)～2月7日(土)
午前8時30分から午後8時まで

期日前投票所

宮津市福祉・教育総合プラザ内 期日前投票所

(宮津阪急ビル(ミップル)4階 にっこりあ前)

※ 車でお越しの方は、**浜町立体駐車場をご利用ください。**

※ 投票所入場券をご持参ください。(お手元にない場合でも投票できます。投票所でその旨お申し出ください。)

以下のとおり、期日前投票所を臨時設置します。

設置場所：「**府中地区公民館**」(宮津市字中野678番地)

設置日時：**2月1日(日) 午前9時30分から午後6時まで**

設置日時にご注意ください。※宮津市で投票できる方はどなたでも利用いただけます。

<!!お気をつけください!!>

法律の規定により、1/28～31の期間は、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票はできません。

期日前	期日前開始	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	期日前終了	投開票日
衆議院小選挙区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	投開票
衆議院比例代表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	投開票
国民審査	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	投開票

○：投票できる日 ×：投票できない日

不在者投票

病院や老人ホーム等で

指定を受けている病院、老人ホーム等に入院又は入所中の方は、一部の例外を除いてその施設において投票できます。該当する方は、病院等の事務担当者にお申し出ください。

郵便等投票で

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、介護保険被保険者証に「要介護5」と記載のある方に限られます。また、身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方で、別の一定の要件に該当する方は代理記載による郵便等投票を行うことができます。(詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。)

※既に郵便等投票証明書の交付を受けている方は、投票用紙等の請求期限日(2月4日(水))までに請求を行ってください。

滞在地・転出先で

宮津市の選挙人名簿に登録されている方(登録住所へ入場券を発送しています。)で、宮津市の投票所へは投票に来られない方(旅行や出張等で長期不在の方、18歳以上の学生の方、最近転出された方など)は、滞在地又は転出先で不在者投票ができます。宮津市選挙管理委員会に投票用紙等を請求いただきますと、滞在地・転出先のご本人宛に投票用紙等を送付しますので、これを持参の上、最寄りの選挙管理委員会へ行って投票していただきます。郵送等日数を要しますので、早めに請求手続をしてください。

～電子申請による請求～

滞在地又は転出先での不在者投票の場合、パソコンやスマートフォンで電子申請による投票用紙の請求もできます。

※パソコンやスマートフォンでの電子申請にはマイナンバーカードを読み取るカードリーダーや対応スマートフォン、マイナポータルAPのインストールなど事前準備とマイナンバーカードによる電子署名が必要です。(詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。)

代理投票

心身の事情などで文字の書けない方は、代理投票ができます。本人が投票所でその旨申し出てください。

※選挙人本人が投票所へお越しいただくことが必要です。投票所の事務従事者が本人の意思を確認させていただき、代理で投票用紙に記載をします。

その他

開票 2月8日午後9時(予定)から、**宮津市民体育館**で行います。

使用済みのポスター掲示板(ペニヤ板※ポスター、掲示用脚付)を有料(1枚200円)でお譲りします。
ご希望の方は、2月5日(木)までに選挙管理委員会へ電話でご連絡ください。

お問合せは…宮津市選挙管理委員会 TEL 45-1602(直通)

表面もご覧ください